



社会保険労務士法人 ルーチェ

info@sr-luce.jp 052-211-5185

052-211-5186 名古屋市中区丸の内2-14-4
エグゼ丸の内 907

求人時に「受動喫煙防止策」の明示義務

◆ソフトバンクの動向

ソフトバンク株式会社は、以前から健康経営への取組みの一環として、喫煙率の低下を目指して毎月22日を「禁煙の日」として禁煙を呼びかけていました。4月からはさらに、受動喫煙の防止や健康増進を目的に、就業時間中の喫煙を禁止することを発表しました。外出中も対象だとのこと。まずは毎月最終金曜日（プレミアムフライデー）から実施し、10月以降は毎週水曜日も対象日に追加し、2020年4月からは全面禁煙とするとのこと。

◆法令改正

厚生労働省は、職業安定法施行規則を改正し、企業に対して、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととしました。禁煙場所が「敷地内」なのか「屋内」なのかどうかや、喫煙室の有無などについて明記することを想定しているとのこと。

昨年成立した改正健康増進法（多くの人が集まる建物内を罰則付きで原則禁煙とする）が全面施行される2020年4月から適用されます。求人時には賃金や労働時間などの労働条件のほかに、受動喫煙対策も明示しなければならないこととなります。

◆企業の対応は

JTの調査によると、全年齢層において喫煙率は減少傾向にあり、男性の平均で3割以下、女性では8.7%にまで低下しています（平成30年度）。タバコが要因となった訴訟も度々起きており、スメハラ・スモハラ等のハラスメントに敏感な社会の風潮もあります。

就業時間中に喫煙のために離席した時間分の賃金を控除するというような思い切った会社もあるようですが、現実的には、職場の禁煙化・受動喫煙対策はソフトバンクのように徐々に進めることになるでしょう。

受動喫煙防止対策を推進することを目的として、中小企業事業主が喫煙室の設置等をする場合に受給できる助成金などもあります。飲食店でも、禁煙化したことによる売上への影響は「特に変化がなかった」が60%以上、「売上増」が12%との調査結果（クックビズ株式会社）がありますから、職場の全面禁煙化などを行うための社会的環境は整ったといえるでしょう。

新元号令和！ 人事労務・給与担当者が確認しておくべきこと

◆官庁のシステムは5月7日までに対応完了予定

4月1日に新元号が発表され、これから新しい時代が始まります。政府は、3月14日の改元に向けた関係省庁連絡会議で、年金、雇用保険、納税等の改元に伴う作業を5月7日までに終え、国民生活に影響は出ない見通しになったと確認しました。

さらに4月2日、行政手続文書に改元日以降の年号が「平成」と書かれていても有効として受理することを閣議決定しました。

◆日本年金機構における対応

4月1日掲載の「改元に関するお知らせ」によると、通知書等が「平成」で表記されていても有効として取り扱われ、旧様式による届出も可能です。ただし、5月1日以降の日付が「平成」で表記されている場合、可能な限り補正（訂正印不要）して提出することが求められます。

年金事務所等が4月27日から5月6日まで休所する間、電子申請プログラムのバージョン変更も行われるため、5月1日以降電子申請を行う場合は、先に更新を行う必要があります（対象プログラム未公表）。なお、連休中も電子申請の受付はされますが、処理が行われなため、処理完了までに時間を要します。

また、ねんきんネットは連休中の一部期間でサービス停止予定です（停止期間未公表）。

◆ハローワークのサービス停止期間

4月5日掲載の「インターネットから求人・求職仮登録等のお申込みの方へ」によると、4月25日18時から5月6日18時まで、求人情報仮登録のサービスが停止されます。

◆源泉所得税の納付書の記載のしかた

年度欄が平成の納付書を使用する場合も、平成31年4月1日～令和2年3月末日までの間に納付する場合、年度欄には「31」と記載し、補正は不要です。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書も同様です。

◆自社の使用するシステムも要チェック

独立行政法人情報処理推進機構によれば、改元対応をしないと、帳票印刷に不具合が出たり、日付に応じた処理がなされなくなったりするおそれがあります。他システムと連携している場合、双方が対応していないと正常に処理されなくなるおそれもあります。

元号が組み込まれたシステムのアップデート等を行い、画面表示や帳票・印字が適正かどうかを確認し、他システムとの連携に問題がないか、あらかじめ確認しておきましょう。

雇用関係助成金の不正受給対策が強化されました

4月1日から改正雇用保険法施行規則が施行されました。今年も例年どおりいくつかの助成金の統廃合が行われていますが、それに加えて不正受給対策の強化が盛り込まれました。内容は以下のとおりです(通達「雇用安定事業の実施等について(平成31年3月29日職発0329第2号・雇均発0329第6号・開発0329第開発0329第58号)」から抜粋)。

◆不支給期間の延長および対象の拡大

- (1) 現在、過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対して雇用関係助成金を支給しないこととしているものを、過去5年以内とする。
- (2) 過去5年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体の役員等(偽りその他不正の行為に関与した者に限る)が、事業主または事業主団体もしくはその連合団体の役員等である場合は、当該事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対しては、雇用関係助成金を支給しない。
- (3) 過去5年以内に雇用調整助成金等の支給に関する手続きを代理して行う者(代理人等)または訓練を行った機関(訓練機関)が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主または事業主団体もしくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとしたことがあり、当該代理人等または訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対しては、支給しない。

◆返還命令等

- (1) 偽りその他不正の行為により雇用調整助成金等の支給を受けた事業主または事業主団体もしくはその連合団体がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用調整助成金等の全部または一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の2割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。
- (2) (1)の場合において、代理人等または訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等または訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、雇用関係助成金の返還または納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

◆事業主名等の公表

都道府県労働局長は、事業主または事業主団体もしくはその連合団体が偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした場合等は、氏名並びに事業所の名称および所在地等を公表することができる。

今後は、より遵法意識に則った対応が必要となりそうです。

職場でのストレスも高まる春……「職場高血圧」に要注意！

◆「職場高血圧」をご存じですか？

医師の診察時や健康診断時に測定する血圧は正常でも、家庭等それ以外の場所で測定すると高い数値を認めるものを「仮面高血圧」といいます。何らかのストレスがかかると、普段の血圧は正常でも、血圧が急激に上がって正常値を超えてしまう病態です。この状態が続くと本当の高血圧に移行すると指摘する医師もあり、注意が必要です。

「職場高血圧」はこの仮面高血圧の一種であり、職場で、工作中的のストレス等により血圧値が上昇します。

◆本当に怖い「職場高血圧」

工作中的の血圧値を測ることは、普段ないでしょう。健康診断等での数値は正常値であるために職場高血圧の状態であることに気がつかずに放置し、発見・対処が遅れてしまう点が職場高血圧の怖いところですね。

その間、血圧が高い状態が継続することから、それを原因として心臓・腎臓等の障害が進行してしまったり、脳卒中や心筋梗塞になる危険性が高くなったりしますので、職場高血圧は通常の高血圧以上に用心が必要であると指摘されています。

◆職場で対応できること

職場高血圧は、職場で血圧を測定してみることで発見できます。また、職場での継続的な血圧測定は、より正確で詳細な血圧情報の把握や、それに基づく治療等にも役立ちます。これらを踏まえ、近時は、従業員が工作中に血圧を測定できるよう、職場に血圧計を設置する会社も増えてきました。

特にこの春、職場で人事異動や業務の見直し等が行われたところでは、ストレスも高くなっていると考えられます。血圧計は比較的安価ですので、メンタルヘルス等の対策と合わせて、「血圧」にも注目して対応を検討してみましょう。

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

平成から令和へ元号が変わりましたね。ですが、お仕事の流れなどは変わらないのが現実です。。。平成31年度(令和元年)の労働保険の年度更新が始まり、引き続き算定基礎届の提出が始まります！さらには住民税額が変更されるため、決定通知書が届く時期でもあります！年度更新・算定基礎届の申告期間は7/10(水)までとなります。事業主様へ5月下旬頃に順次発送されてきますので、お手元に届いた封筒は封を開けてご確認をお願いいたします。ご不明な点が弊社までご連絡いただければ幸いです。(伊藤記)